

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第431号

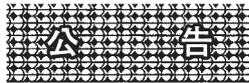
建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の6第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の指定を更新しました。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 更新した指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人長野県建築住宅センター
長野市篠ノ井御幣川306番地1
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
長野市大字鶴賀字苗間平1605番14
- 3 構造計算適合性判定機関の指定の更新日
平成24年6月20日

建築指導課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
長野県庁西庁舎と長野県東京事務所との間の基幹系ネットワーク回線用通信機器 一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成24年7月1日から平成26年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 借入場所
別表のとおり
 - (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (6) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企画部情報統計課情報システム推進室
電話 026 (235) 7071
 - 4 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年6月18日（月） 午前10時
イ 場所 長野県庁 東庁舎2階会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、平成24年6月14日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の可否
必要とします。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
 - 5 その他
 - (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとし

ます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

(別表)

名 称	所 在 地
長野県庁西庁舎	長野市大字南長野字幅下692-2
長野県東京事務所	東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階

情報統計課情報システム推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルプラザショッピングセンター
上田市中丸子1647-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みずほ信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲1-2-1

3 変更した事項

小売業を行う者の名称等
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

ほか4店

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
有限会社御菓子所 花岡	花岡 利夫	東御市田中557

ほか4店

4 変更した年月日

平成24年5月1日

5 届出年月日

平成24年5月21日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年6月7日から平成24年10月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

池田ショッピングセンター
北安曇郡池田町大字会染6442-9 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社
千葉県美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

小売業を行う者の名称等
(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
イオンリテール株式会社	村井 正平	千葉県美浜区中瀬1-5-1
有限会社佐野商店	佐野 艶子	北安曇郡池田町大字池田4365-12

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
マックスバリュ長野株式会社	石田 伸二	松本市双葉10-22
有限会社佐野商店	佐野 艶子	北安曇郡池田町大字池田4365-12

4 変更した年月日

平成23年8月21日

5 届出年月日

平成24年5月25日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年6月7日から平成24年10月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

合同会社 西友

東京都北区赤羽2-1-1

3 変更事項

駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	10台	10台
2	33台	33台
3	122台	86台
合計	165台	129台

位置は届出書の図面のとおり

4 変更年月日

平成24年6月15日

5 届出年月日

平成24年5月22日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年6月7日から平成24年10月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

平成24年5月31日、長野県西部伊那土地改良区の定款変更を認可しました。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成24年5月31日、長野県神川沿岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可しました。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

1 組合の名称

茅野市安国寺姫宮土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成11年2月18日から平成25年3月31日まで

3 施行地区

茅野市宮川字平通、字中田通、字大道通、字土手附通、字家下通、字馬場、字姫宮、字堀合、字子安、字中島、字子安下、字子安通、字水上通、字中河原、字土手附、字樋沢及び字城下の各一部

4 事務所の所在地

茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内

5 設立認可の年月日

平成11年2月9日

6 変更認可の年月日

平成24年5月28日

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更を認可しました。

平成24年6月7日

長野県知事 阿部守一

1 組合の名称

茅野市西茅野土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成10年10月12日から平成28年3月31日まで

3 施行地区

茅野市大字宮川字ハマバ、字焼場、字外垣外、字白口、字新田、字堀尻、字南垣外、字穴田、字六反田、字六反畑及び字中島の全部並びに大字宮川字棚田、字切田、字ケイゼン、字中村、字イモリ沢、字腰巻、字蟹畑、字熊柳、字大洞、字出ノ久保、字芳ヶ崎、字善総田、字前田、字横山、字西山、字日向林、字火燈、字大棚、字ソリ田及び字松原の各一部

4 事務所の所在地

茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内

5 設立認可の年月日

平成10年10月5日

6 変更認可の年月日

平成24年5月28日

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月7日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県佐久合同庁舎空調設備保守点検業務

(2) 役務の特質

長野県佐久合同庁舎の空調設備の保守点検業務

(3) 履行期間

契約締結の日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所

佐久市跡部65-1

長野県佐久合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条

第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は営業所等を有する者であること。

(6) 過去に5階建て以上の建物において空調設備の保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(7) 冷温水発生機、冷温水ポンプ、空気調和機、ファンコイルユニット、送風機、排風機及び自動制御監視盤について、全てを一括して保守点検業務を誠実に履行した実績（その一部についてメーカー等から技術員派遣を受けた場合を含む。）を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市跡部65-1

長野県佐久地方事務所 地域政策課

電話 0267 (63) 3131

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年6月22日（金） 午前10時30分

イ 場所 長野県佐久合同庁舎 502号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月15日（金）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の可否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

財産活用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月7日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山本浩司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

非医療従事者向け自動体外式除細動器(AED)及びAED
収納用ボックス 各4台

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成24年7月18日まで

(4) 納入場所

- ア 南信発電管理事務所 伊那市狐島3802-2
イ 上田水道管理事務所 上田市諏訪形613
ウ 川中島水道管理事務所 長野市川中島町四ッ屋100
エ 松塩水道用水管理事務所 塩尻市宗賀本山5225-1

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県企業局総務係
電話 026(235)7371

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成24年6月19日(火) 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 企業局分室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

- ア 受領期限 平成24年6月18日(月) 午後5時(必着)
イ 提出場所 長野県企業局総務係
(県庁専用郵便番号 380-8570)

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月14日(木)午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

企業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月7日

長野県議会事務局 宮下清一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

会議録検索システム用サーバー等 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年8月1日から平成29年7月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県議会事務局議事課
電話 026(235)7413
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年6月20日(水) 午前11時
イ 場所 長野県庁 議会棟議員面会室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月13日(水)午後4時までに上記3の場所へ提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県議会事務局長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

議事課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月7日

長野県企業局松塩水道用水管理事務所長

中村好昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度浄水施設沈殿池等清掃及び点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から40日間

(4) 履行場所

塩尻市大字宗賀字本山5225-1

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 高気圧作業安全衛生規則(昭和47年労働省令第40号)による潜水士免許を有する者を当該業務に従事させることができる者であること。
- (6) 不排水工法での上水道施設清掃作業を履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
塩尻市大字宗賀字本山5225-1
長野県企業局松塩水道用水管理事務所
電話 0263(52)3330
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年6月21日(木) 午前10時
イ 場所 長野企業局松塩水道用水管理事務所 会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月15日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

企業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月7日

長野県中野立志館高等学校長 大日方 悦 夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータ3台及び付属機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年7月1日から平成30年6月30日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県中野立志館高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの貸借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

中野市三好町二丁目1番53号

長野県中野立志館高等学校

電話 0269(22)2141

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年6月22日(金) 午前10時

イ 場所 長野県中野立志館高等学校 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月19日(火)午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県中野立志館高等学校長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月7日

長野県須坂高等学校長 内山浩一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子複写機 2台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年7月2日から平成29年7月1日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

長野県須坂高等学校

(5) 入札方法

複写1枚当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますの

で、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(6) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1518-2

長野県須坂高等学校

電話 026(245)0334

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年6月20日(水) 午前10時

イ 場所 長野県須坂高等学校 小会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月13日(水)午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県須坂高等学校長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課

正 誤

平成24年3月30日付け長野県規則第26号「長野県組織規則の一部を改正する規則」中

ページ 行(箇所) 誤 正

1 右側6 第4条の5 第4条の5第1項

行政改革課

平成24年3月22日付け長野県告示第239号「林業再生総合対策事業補助金交付要綱の一部改正」中

ページ 行(箇所) 誤 正

49 左側11 2項 2号

49 左側19 第7条 第7

49 左側21

誤 「協議会」を「部会

正 「(1) 協議会」を「(1) 部会

信州の木振興課

平成24年3月30日付け長野県教育委員会訓令第4号「長野県立学校職員服務規程の一部改正」中

ページ 行(箇所)

14 左側下から3

誤 「長野県立の」の次に「中学校及び」を加える。

正 「高等学校」を「中学校及び高等学校」に改める。

高校教育課

平成24年3月30日付け長野県人事委員会規則第6号「期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則」中

ページ 行(箇所) 誤 正

7 右側1及び3 | 福祉大学校|所長| |福祉大学校|校長|

人事委員会事務局